

社会保険料控除と証明書

Q : 今年から、国民年金保険料等を支払った人が年末調整をする場合には、社会保険料控除証明書を添付しなければならないそうですが、どのようにすればいいのですか？

A : 社会保険庁から送付されてきた社会保険料控除証明書を会社に提出して年末調整を受けます。

【解説】

今年度の所得税から、国民年金保険料等を支払ったサラリーマン等が社会保険料控除を受けようとする場合には、「社会保険料控除証明書」などを添付又は提示しなければならないこととされました。

この「社会保険料控除証明書」は、今年に支払われた保険料の額と1年間の見込み保険料の額が記載されたもので、11月上旬ごろに各個人に送付されることとなっています。

年末調整で社会保険料控除を受ける場合には、この社会保険料控除証明書を会社に提出しなければなりません。

ただし、この控除証明書は、平成17年1月から9月までの間に保険料を納付した実績のある者についてのみ送られますので、この間未納であった者が10月以降12月までの間に保険料を納付した場合には、翌年2月上旬頃に控除証明書が送付されることとなっています。

したがって、この場合には、年末調整には間に合いませんので、各自が確定申告をして社会保険料控除の適用を受けることとなります。

